

定型の容器を用いた運送に関する利用規約

制定 2019 年 9 月 17 日
改訂 2025 年 1 月 1 日

本規約が適用されるサービスは、当店が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。なお、標準貨物約款における「引受け」「引渡し」という文言は本規約において「集荷」「お届け」という文言で記載します。

第一条（集荷拒絶）

当店は、標準貨物約款及び当店規定により、以下に掲げるものは集荷をお断りします。また、以下に掲げるものについて、申告なく荷物に混入されていた場合、損害賠償の責任は負いません。

- （1）火薬、バッテリー、ガスボンベ等の発火性、引火性、揮発性のあるもの
- （2）不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- （3）標準貨物約款第 10 条に掲げる高価品及び貴重品
- （4）荷物 1 個又は 1 組の価格が 30 万円を超えるもの（以下「30 万円超過品」といいます）
- （5）クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
- （6）仏壇、位牌、遺骨
- （7）銃砲刀剣類
- （8）動植物等の生物
- （9）車検証、パスポート等の再発行が困難なもの
- （10）原稿、フィルム、データ等の再生不可能なもの
- （11）毒物及び劇物類
- （12）精密機械、楽器、陶器、石材製品、ガラス製品等の運送に特殊な設備や知識を要するもの
- （13）食品等の変質もしくは腐敗しやすいもの
- （14）複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの

第二条（損害賠償の範囲）

当店は、損害賠償の範囲について、標準貨物約款及び当店規定により、以下のとおりとします。

- （1）30 万円超過品に対する賠償について
お客様の申告なく、又は誤った申告に基づいて、当社が 30 万円超過品を集荷した場合、その滅失、損傷又は延着について、30 万円を超えて損害賠償の責任を負いません。但し、運送契約の締結の当時、荷物が 30 万円超過品であることを当社が知っていたとき並びに当社の故意又は重大な過失によって 30 万円超過品の滅失、損傷又は延着が生じたときは、この限りではありません。
- （2）損傷に対する賠償について
当店の責任による荷物の損傷については、専門の修理業者による補修にて対応します。専門の修理業者によって補修が不可能と判断された場合、当店は時価額の範囲内で賠償します。
※標準貨物約款第 48 条により、補修費用の上限は、荷物の時価額とします。
※時価額とは購入時の金額から経過年数や使用による消耗分（価値が下がった分）を差し引いた金額をいいます。
- （3）電化製品の損傷について
電化製品の内部損傷については、メーカーサービスの診断の結果、明らかに外部衝撃による損傷と認められた場合に限り第 2 号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。
- （4）パソコン等のデータに関して
パソコンやサーバー等の運送を依頼いただく場合、事前にデータのバックアップをお取り下さい。第 2 号にかかわらず、本体及びデータ記録媒体の破損、滅失によって生じたアプリケーション、データ等の無体物の消失等に対しての損害賠償の責任は負いません。
- （5）ダンボール内容物の損傷について
お客様にて梱包されたダンボール内容物の損傷については、当社作業中のダンボールの落下等の痕跡等から、外部衝撃による損傷と認められた場合に限り、第 2 号に従って補修又は時価額の範囲内で賠償します。このため、ダンボール内容物の損傷を確認した際は、できる限りそのままの状態でご連絡下さい。
- （6）楽器について
当店は運送に特殊な設備や知識を要する楽器は集荷をお断りします。これに該当しない楽器については、お客様にて専用のハードケースを用意いただくか運送に耐えうる適切な梱包をお願いします。なお、運送に伴い生じた音色の変化等に対しての損害賠償の責任は負いません。
- （7）家屋の損傷について
当店の責任による家屋の壁・床等の損傷については、専門の修理業者による部分補修にて対応します。

第三条（遅延等による損害賠償の額）

当店は、荷物の遅延等による損害については、以下のとおり賠償します。

- （1）送り状に記載した集荷日に集荷をしなかった場合、集荷遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- （2）送り状に記載したお届け日にお届けをしなかった場合、お届け遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- （3）第 1 号及び第 2 号が同時に生じた場合、集荷遅延及びお届け遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

第四条（利用の際の注意事項）

当店は、以下のご利用の際の注意事項に該当する場合、日程の調整や費用の請求等を行うことがあります。

- （1）お届け希望日について
お届け希望日は、当店の申込ホームページ（URL ; <https://entry.008008.jp/single/>）（以下「申込フォーム」といいます）で指定可能な最短のお届け日から 1 週間の範囲で指定可能です。なお、お客様の都合によりお届けが 1 週間を超える場合、保管料を請求することがあります。
- （2）荷造りについて
小物等はお客様にて集荷日までにダンボールへ詰めていただきます。荷造りが運送に適さないと当社が判断した場合、集荷をお断りし、又は集荷日を変更することがあります。
- （3）重量について
ボックス 1 本に積載できる重量は 400kg までです。安全に輸送できる重量を超過していると当社が判断した場合は、一部の荷物をボックス 2 本目への積載または家財おまかせ便で輸送します。その場合、当店は、第五条（料金）に基づいて、料金を収受します。
- （4）集荷後のお届け場所の変更について
当店は、荷物の集荷後、お客様の都合によりお届け場所を変更された場合、変更前のお届け場所から変更後のお届け場所までの運賃を請求することがあります。
- （5）虚偽情報による申し込みについて
当店は、同一内容での重複申し込み等、明らかに虚偽の情報による申し込みであると判断した場合、当店の裁量により契約を解除することがあります。また、虚偽の情報による申し込みによって、当社が損害を被った場合、損害の回復に要した費用を請求することがあります。

第五条（料金）

当店は、ボックスを用いて行う運送の料金を以下のとおり収受します。

- （1）ボックス料金
ア ボックス 1 本あたりの料金は、申込フォームにて、集荷先及びお届け先の住所ならびに集荷日及びお届け日を入力することで算出される料金とします。なお、お客様の申込日と、集荷日又はお届け日の間に一定の日数が存しない場合等、申込フォームで料金の算出ができない場合においても、ボックス 1 本あたりの料金は、申込フォームで本来算出される料金と同一料金になります。
イ お客様の荷物の形状またはボックスへの積み付け方等によってボックス 1 本に積載できる荷物量が変わりますので、当店は、本号アで定めたボックス 1 本あたりの料金に、荷物集荷時に使用したボックス数を乗じた料金を収受します。
 - （2）荷物の集荷又はお届けの時刻を、「午前中」、「12 時から 15 時」又は「15 時から 18 時」（以下「適用時間帯」といいます）で指定する場合、作業日ごとに時間帯指定加算料金として 1,100 円（消費税込み）を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。
 - （3）お客様が申込時に指定した集荷先及びお届け先の住所、集荷日及びお届け日ならびに適用時間帯の希望の有無（以下「指定条件」といいます）と、荷物集荷時の指定条件が異なる場合、ボックスを用いて行う運送の料金は、荷物集荷時の指定条件によって確定します。
 - （4）荷物の集荷後に、お客様の都合により指定条件の変更があり、変更前の料金を下回る場合、減額精算は行いません。また、荷物の集荷後の指定条件の変更は、お断りすることがあります。
 - （5）前号の規定に関わらず、お客様の都合により指定条件の変更があり、変更前の料金を上回る場合は、不足分の加算料金を収受します。但し、集荷又はお届けの日時の変更が地震、津波、暴風雨等の天災その他お客様の責任によらない事由による場合は、この限りではありません。
- 2 ボックスに積載できない荷物を輸送する必要がある場合、家財おまかせ便の規定料金を収受します。

第六条（規約の変更等）

当店は、当店規定により本規約の変更等につき以下のとおりとします。

- （1）当店は、以下の場合、当店の裁量により、本規約を変更することができます。
ア 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
イ 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- （2）当店は、本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 1 カ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当店のホームページ（URL ; <https://www.008008.jp/>）の掲載等により告知します。

以上